# 函館大学教職課程に関する規則

#### (目的)

第1条 この規程は、函館大学(以下「本大学」という。)学則第9条および学則第21条 に基づき、教職課程の履修に関する事項を定める。

### (教員免許状授与の所要資格の取得)

第2条 教員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職 員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

#### (教職課程受講料)

- 第3条 教職課程を履修する者は、本規則別表1に定める受講登録料等を納入しなければならない。
  - 2. 科目等履修生および特別科目等履修生は、学則別表Ⅲ④および⑤で定める受講料 等に加えて、前項で定めた受講登録料等を納入しなければならない。
  - 3. 受講料は履修登録後、所定の手続きを経て期日までに支払わなければならない。

## (免許状の種類)

- 第4条 本大学において履修できる免許状の種類は、以下の各号に掲げるものとする。
  - (1) 高等学校 1 種免許状 商業
  - (2) 高等学校 1 種免許状 英語
  - (3) 高等学校1種免許状 公民
  - (4) 中学校 1 種免許状 英語
  - (5) 中学校 1 種免許状 社会

#### (授業科目)

- 第5条 教職課程の授業科目は以下に定める別表のとおりとする。
  - (1) 教科及び教科の指導法に関する科目・・・ 別表 2
  - (2) 教育の基礎的理解に関する科目等・・・ 別表 3
  - (3) 教育職員免許法施行規則66条の6に定める科目・・・ 別表4

#### (教職課程履修届の提出)

第6条 教職課程を履修し、教員免許の取得を希望する学生は、様式1(教職課程履修届) を学務課に提出しなければならない。

# (教育実習履修手続き)

第7条 教育実習を履修するには、教育実習を履修する学年の前年度に、学務課で所定の 手続きを行わなければならない。

# (教育実習の科目)

第8条 教育実習は、原則として取得を希望する免許状の科目で行わなければならない。

# (教育実習(高等学校)履修要件)

- 第9条 教育実習(高等学校)を履修するには、教育実習を履修する前年次までに、次の 各号を全て満たさなければならない。
  - (1) 取得しようとする免許状のうち、教育実習を行う予定の科目について、「教科 及び教科の指導法に関する科目」のうち、教科に関する専門的事項の科目を 20 単位以上、及び各教科の指導法(教育実習を行う教科)の単位を取得しているこ と。
  - (2)「教育の基礎的理解に関する科目」において、「教職入門」、「教育原理」、「教育 心理学」、「教育行政学」、「特別支援教育論」のうち、8単位以上を取得している こと。
  - (3)「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」において「道徳教育指導論」、「教育方法論」、「特別活動及び総合的な学習の時間の指導法」、「生徒指導及び進路指導論」、「教育相談」のうち、6単位以上を取得していること。
  - (4) 削除

# (教育実習(中学校)履修要件)

- 第10条 教育実習(中学校)を履修するには、教育実習を履修する前年次までに、次の 各号を全て満たさなければならない。
  - (1) 取得しようとする免許状のうち、教育実習を行う予定の科目について、「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち、教科に関する専門的事項の科目を 20 単位以上、及び各教科の指導法(教育実習を行う教科)の単位を取得していること。
  - (2)「教育の基礎的理解に関する科目」において、「教職入門」、「教育原理」、「教育 心理学」、「教育行政学」、「特別支援教育論」のうち、8単位以上を取得している こと。
  - (3)「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」において「道徳教育指導論」、「教育方法論」、「特別活動及び総合的な学習の時間の指導法」、「生徒指導及び進路指導論」、「教育相談」のうち、8単位以上を

取得していること。

- (4)「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」に基づき、7日間以上の介護等体験を修了していること。ただし、本学が認める留学等を理由として、教育実習を履修する前年次までに介護等体験を終了できない場合に限り、例外を認めることがある。
- (5) 削除

### (教育実習事前講座の受講)

第11条 教育実習を履修するには、教育実習事前講座を受講し、その担当教員より教育 実習を行う許可を得なければならない。

## (商業の教育実習履修制限)

- 第12条 「高等学校1種免許状 商業」の取得希望者で、「商業」での教育実習を履修するものは、教育実習を履修する前年次までに以下の各号のいずれかを満たさなければならない。
  - (1) 日本商工会議所簿記検定試験2級に合格すること。
  - (2) 情報処理推進機構「基本情報技術者試験」に合格すること。
  - (3) 日本商工会議所簿記検定試験 3 級、及び情報処理推進機構 IT パスポート試験 の両方に合格すること。

#### (英語の教育実習履修制限)

- 第13条 「高等学校1種免許状 英語」もしくは「中学校1種免許状 英語」の取得希望者で、「英語」での教育実習を履修するものは、教育実習を履修する前年次までに以下の各号のいずれかを満たさなければならない。
  - (1) 実用英語検定試験2級に合格すること。
  - (2) TOEIC470 点以上を取得すること。

(「公民(高等学校)」及び「社会(中学校)」の教育実習履修制限)

- 第14条 「高等学校1種免許状 公民」もしくは「中学校1種免許状 社会」の取得希望者で「社会」又は「公民」での教育実習を履修するものは、教育実習を履修する前年次までに以下の要件を満たさなければならない。
  - ・ ニュース時事能力検定試験準2級に合格すること。

# (教育実習履修制限の特例措置)

第15条 第12条、第13条、第14条において、教育実習の前年度に災害等により外部試験の受験機会を複数回得られなかった場合に限り、教務委員会の審議を経た上で

特例措置を講じることがある。

#### (規則の改廃)

- 第16条 この規則の改廃は、教授会の議を経て、学長が決定する。
- 付則1. この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 付則2. この規程の一部改正(第14条の新設及びそれに伴う第15条、第16条の条番号変更)は平成27年4月1日から施行し、第14条については平成27年度2年次から適用する。
- 付則3. この規程の一部改正(新カリキュラム対応による別表2~別表4の変更)は平成28年4月1日から施行し、平成28年度入学生から適用する。なお、平成27年度以前の入学生については従前の規則による。
- 付則4. この規程の一部改正(第3条(文言修正)、新カリキュラム対応による別表4の変更)は平成29年4月1日から施行し、平成29年度入学生から適用する。 なお、平成28年度以前の入学生については従前の規則による。
- 付則 5. この規程の一部改正(新カリキュラム対応による別表 2 及び別表 4 の変更)は 平成 3 0 年 4 月 1 日から施行し、平成 3 0 年度入学生から適用する。なお、平 成 2 9 年度以前の入学生については従前の規則による。
- 付則 6. この規程の一部改正(第3条 教職課程受講料の変更、第5条 教育職員免許 法施行規則改正への対応による科目区分名等の変更、第9条及び第10条(教育実習履修要件の変更)、第11条、第12条、第13条及び第14条の文言の一部変更、別表1、別表2及び別表3の変更)は平成31年4月1日から施行し、平成31年度入学生から適用する。なお、平成30年度以前の入学生については従前の規則による。
- 付則7. この規程の一部改正(別表2、別表4の改正)は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度入学生から適用する。なお、平成31年度以前の入学生については従前の規則による。
- 付則8. この規程の一部改正(第15条の改正(教員採用試験の受験義務の廃止、教育実習履修制限の特例措置の新設))は、令和2年8月5日から施行し、令和2年度在学生から適用する。
- 付則9. この規程の一部改正(別表2の改正(教育職員免許法施行規則改正への対応による科目区分名等の変更))は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度在学生から適用する。
- 付則10. この規程の一部改正(別表3の改正(教育職員免許法施行規則改正への対応による科目名称等の変更))は、令和4年4月1日から施行し、令和2年度入学生から適用する。

付則11. この規程の一部改正(別表2・別表3・別表4の変更)は、令和6年4月1 日から適用する。

別表1 教職課程の受講登録料

科目名等	単位数	受講料(円)	備考
教職課程受講登録料	_	10,000	
介護等体験費用	_	10,000	該当者のみ
教育実習 (中学校)	3	15,000	
教育実習 (高等学校)	5	15,000	

# 別表2 教科及び教科の指導法に関する科目(令和2年度入学生より適用)

A. 商業 免許	法施行規則に定める科目区分等	左記に対応する開設授業科目	)){	/#- ##
科目区分	各科目に含めることが重要な事項	授業科目	単位	備考
教科に関する専門的事項	商業の関係科目	○マ消広流金金証商商○経国経経○簿高高会会財財原原管管経経会会産産西西日日商商会会経経企企の ・ で一費告通融融券業業経営際営営簿記等等計計務務価価理理営営計計計業業洋洋本本法法社社営営業等で一度書通融融を業業経営際営営簿記等等計計務務価価理理営営計計計業業洋洋本本法法社社営営業等を表表する。 ・ で一費告通融融券業業経営際営営簿記等等計計務務価価理理営営計計計業業業洋洋本本法法社社営営業業で一度を表表分析査資源論理 I I I I I I I I I I I I I I I I I I I	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	※以上の選択科目から10単位以上を 選択
	職業指導	○職業指導 I ○職業指導 II	2 2	
	科の指導法に関する科目における複数	○ 郷未11号 Ⅱ		
	わせた内容に係る科目	<u> </u>		
谷教科の指	導法(情報通信技術の活用を含む。)	○商業科教育法	4	

B.英語

	F法施行規則に定める科目区分等	左記に対応する開設授業科目	単位	備考
科目区分	各科目に含めることが重要な事項	授業科目	十1元	VH 27
教科に関する専門的事項	英語学	<ul><li>○英語学</li><li>○英語音声学</li><li>英文法 I</li></ul>	2 2 1 1	
	英語文学	<ul><li>○英文学</li><li>○アメリカ文学</li><li>○英語文学</li><li>○英米文学史</li></ul>	2 2 2 2	
	英語コミュニケーション	英語リーディングIII 英語リーディングIV ○英語スピーキングIV ○IBC(インターナショナル・ヒ'シ'ネス・コミュニケーション) I IBC II 英語リスニング II 英語リスニング III ○ビ'ゾネス・イング'リッシュ I ビ'ジネス・イング'リッシュ II ○英語ライティング II メディア・イング II メディア・イング II メディア・イング II メディア・イングリッシュ	1 1 1 2 2 1 1 2 2 1 1 2 2 1 1 2 2 2	
	異文化理解	○GCS(グローハ'ル・カルチャー・スタテ'ィース') I GCS II 比較文化論 I 比較文化論 II	2 2 2 2	
	対科の指導法に関する科目における複数 わせた内容に係る科目	- a No a I aluit		
各教科の指	「導法(情報通信技術の活用を含む。)	○英語科教育法 I 英語科教育法 II	4 4	中学英語免許状必修

C.高校公民

	法施行規則に定める科目区分等	左記に対応する開設授業科目	単位	備考
科目区分	各科目に含めることが重要な事項	授業科目	平位	/m <sup>2</sup> 7
	「法律学(国際法を含む)、政治学(国際 政治を含む)」	○法学 民法 I 民族派 政治学	2 2 2 2 2	しいずれか4単位必修
教科に関する専門的事	「社会学、経済学(国際経済を含む)」	社会学者 社会調査 経済学 I ミクロ経済学 II ミクロ経済学 II マクロ経済学 II 国際経済学 I 国際経済学 I 地域経済論 II	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	※「社会学」及び「社会調査」また は「経済学Ⅰ」及び「経済学Ⅱ」の いずれか選択必修 ※以上の科目から、「社会学」及び「社 会調査」または「経済学Ⅰ」及び「経済 学Ⅱ」のいずれかを含んだ8単位必修
項	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	哲学 I 哲学 I 信理学 I 倫理学 I 心理学 I 心理学 I	2 2 2 2 2 2 2 2	「哲学 I」「倫理学 I」いずれか選 択必修 ※以上の科目から、「哲学 I」また は「倫理学 I」のいずれかを含ん だ8単位必修
	な科の指導法に関する科目における複数 わせた内容に係る科目			
各教科の指	導法(情報通信技術の活用を含む。)	○社会·公民教育法 I 社会·公民教育法 II	4 4	中学社会免許状必修

D.中学社会

	午法施行規則に定める科目区分等	左記に対応する開設授業科目	単位	備考
科目区分	各科目に含めることが重要な事項	授業科目	中压	VIII ⁴¬¬
	日本史及び外国史	○日本史概論	2	
		○西洋史概論	2	
		○東洋史概論	2	
	地理学(地誌を含む)	○地理学Ⅰ	2	
		○地理学Ⅱ	2	
	「法律学、政治学」	○法学	2	
		民法 I	2	
教		民法Ⅱ	2	
科		国際法	2	
に		政治学	2	
関	「社会学、経済学」	社会学	2	「社会学」及び「社会調査」または
す		社会調査	2	「経済学Ⅰ」及び「経済学Ⅱ」のい
á		経済学I	2	ずれか選択必修
る専		経済学Ⅱ	2	Y
門		ミクロ経済学 I	2	
的		ミクロ経済学Ⅱ	2	
thu thu		マクロ経済学Ⅰ	2	
事項		マクロ経済学Ⅱ	2	
垻		国際経済学I	2	
		国際経済学Ⅱ	2	
		地域経済論 I	2	
		地域経済論Ⅱ	2	
	「哲学、倫理学、宗教学」	哲学 I	2	F1=04 - F44 - 104 - 105
		哲学Ⅱ	2	「哲学 I」「倫理学 I」いずれか選択必
		倫理学 I	2	修
		倫理学Ⅱ	2	
	教科の指導法に関する科目における複数			
の事項を合	うわせた内容に係る科目			
タ数科のサ	と道汁(桂却活尽計集の江田た今と、)	○社会·公民教育法 I	4	
合教科の指	旨導法(情報通信技術の活用を含む。)	○社会·公民教育法 II	4	

# 別表3 教育の基礎的理解に関する科目等(令和2年度入学生より適用)

	角の基礎的理解に関する符目等 ( 免許法施行規則に定める科目区分等	備考			
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目	単位	1/H ·
	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	- -	教育原理(教育課程の意義及び編成の 方法を含む)	2	※「教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)」を含む。
	・教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム 学校運営への対応を含む。)		教職入門	2	
教育の基礎的 理解に関する	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を 含む。)		教育行政学	2	
科目	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2	
	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に 対する理解		特別支援教育論	2	
	・教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)				
	・道徳の理論及び指導法		道徳教育指導論	2	中学免許状必修
	・総合的な学習の時間の指導法		特別活動及び総合的な学習の時間の指 導法	2	※「特別活動の指導法」を含む。
	・特別活動の指導法				
道徳、総合的 な学習の時間 等の指導法及 び生徒指導、 教育相談等に 関する科目	・教育の方法及び技術	中10	教育方法論(情報通信技術を活用した 教育の理論及び方法を含む。)	2	※情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む。
	・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	高8			
K 7 STI I	・生徒指導の理論及び方法				
	・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		教育相談	2	
	・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		生徒指導及び進路指導論	2	※「生徒指導の理論及び方法」を含む。
教育実践に関	・教育実習	中5 高3	教育実習(中学校) 教育実習(高等学校)	5 3	※事前事後指等1年位古む。中光取侍の場合な ※事前事後指導1単位含む。高免のみ取得の場合は必修
する科目	•学校体験活動				
ļ	•教職実践演習	2	教職実践演習(中高)	2	

# 別表4 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目 (令和2年度入学生より適用)

免許法施行規則に定める科目及び単位数		左記に対応する開設授業科目			
科目	単位	授業科目	単位	備考	
日本国憲法	2	○日本国憲法	2		
		体育 I	1		
		体育Ⅱ	1		
体育	2	体育Ⅲ	1	いずれか2科目 <b>-</b> 選択必修	
		体育IV	1		
		体育V	1		
		体育VI	1		
外国語コミュニケーション	2	○英語実践入門 I	1		
外国語コミューケーション	Δ	○英語実践入門Ⅱ	1		
		情報処理基礎演習 I	1		
情報機器の操作		情報処理基礎演習Ⅱ	1	_ いずれか2単位 選択必修	
		アルゴリズムとプログラミング	2	X21/ X2/19	